

海外商品先物取引 取引規程

第1章 総則

第1条(目的)

この規程は、お客様とドットコモディティ（以下、「当社」といいます。）の間で行う『海外商品先物取引』（商品先物取引法第2条第22項第3号外国商品市場における取引。以下、「本取引」といいます。）に関する権利義務を明確にするための取り決めです。

第2条(電磁的な方法による提供の同意)

海外商品先物取引口座（以下「本取引口座」といいます。）で提供する書面等は、すべて電磁的な方法によりお客様は提供を受けることに同意します。

第3条(契約締結前交付書面の提供)

契約締結前交付書面とは、「海外商品先物取引 取引規程」（以下、「本規程」といいます。）、「海外商品先物取引 取引ガイド」および「取扱銘柄一覧表」を指し、当社が電磁的な方法により提供するものとします。

第4条(海外商品先物取引契約の締結)

お客様は、契約締結前交付書面の提供を受け本取引について理解し、危険を了知したうえで本取引を行うことに同意します。

第5条(定義)

本規程における用語の定義は、以下のとおりです。

- (1) 「海外取引所」とは、日本国外を所在地とする取引所を指します。
- (2) 「取次先業者」とは、当社がお客様の注文を海外取引所に取次ぎをする際に委託する会社を指します。
- (3) 「預り証拠金」(Margin)とは、お客様からお預りしている証拠金の額を指します。
- (4) 「純資産」(Net Asset Value)とは、預り証拠金から、値洗損益金通算額と売買差損益金から売買手数料を差し引いた額を指します。
- (5) 「証拠金所要額」(Required Margin)とは、お客様が本取引により建玉をする際に必要となる証拠金の額を指します。なお、この証拠金所要額は、海外取引所により銘柄ごとに定められた金額を基に、当社が任意に設定できることとします。
- (6) 「維持証拠金」(Maintenance Margin)とは、本取引による建玉後、建玉を翌日以降に持ち越す際に必要となる証拠金の額を指します。
- (7) 「不足証拠金」(Margin Deficit Amount)とは、海外取引所の取引終了時において、純資産が維持証拠金を下回り、建玉の維持を希望する場合に必要となる証拠金の額を指します。

第2章 海外商品先物取引口座

第6条(取引口座の開設)

お客様は、本取引を行うにあたり、当社に海外商品先物取引口座（以下「本取引口座」といいます。）の開設が必要となります。お客様は、以下の要件を満たす場合に、本取引口座の申込みを行うことができます。

- (1) 年齢が20歳以上であること
 - (2) 当社から開示する事前交付書面についてご理解のうえ、同意されること
 - (3) 生活に支障のない範囲の資金で取引を行うこと
 - (4) 元本欠損または元本を上回る損失が生じるおそれがある取引であることを了知していること
- 2 お客様から本取引口座の申込みがあったときは、当社では、当社の審査基準に従い審査を行います。当社によるお客様への本取引口座の開設の承認をもって、取引を行うことができます。
 - 3 審査の結果、本取引口座の開設をお断りする場合もございます。なお、口座開設をお断りする場合、その理由については開示いたしません。

第7条(証拠金)

本取引に係る証拠金の取扱いについては、次の各号により定めます。

- (1) 新規の売付または新規の買付の注文を行うときは、あらかじめ、当社の定める証拠金の必要額以上の額を証拠金として、当社が定める方法により預託します。
 - (2) 証拠金の受け払いは、現金のみとし、有価証券の受け払いは致しません。
 - (3) 本取引に係る証拠金としてお客様が預託している金銭の引き出しについては、当社の定める方法により行います。
 - (4) 金融機関を介して証拠金の預託を受けた際の預り証の発行は省略します。
- 2 本取引は、すべて外貨建の取引となるため、建玉の値洗損益金通算額や売買差損益金は外貨建で発生します。また、取次先業者と海外取引所の間では、日々清算手続きが行われるため、お客様の建玉に対する値洗損益金通算額や売買差損益金の受け払いが行われます。
したがって、お客様の本取引口座内での外貨建の純資産がマイナスの場合は、日数に応じた外貨金利相当額が発生します。

第8条(入出金における送金手数料)

前条に定める預り証拠金の入出金における送金手数料は、振込人負担とします。

第3章 取引に関する事項

第9条(注文の取次の委託)

本取引に関する注文は、当社との間で契約を交わした指定の第三者へ取次ぎます。

第10条(取扱商品)

お客様が本取引にて取引できる銘柄は、当社の定めるところとします。

なお、取扱銘柄については、本取引取扱銘柄一覧表をご参照下さい。ただし、取扱銘柄は、予告なく変更する場合があります。

第 11 条(取引日および時間)

お客様が本取引を利用できる日および時間は、当社の定めるところとします。

なお、取引日、取引時間は、本取引取扱銘柄一覧表をご参照下さい。

第 12 条(注文の指示)

本取引は、以下のお客様からの注文入力(指示)により、執行いたします。

- (1) 「取引所」、「銘柄」、「限月」
- (2) 「売付け」または「買付け」
- (3) 「売付け」または「買付け」に係る価格、枚数および有効期限
ただし、成行注文は価格の指定は行いません。

第 13 条(注文の受付)

本取引の注文は、お客様が当社の提供する取引システム(以下「本システム」といいます。)より行うか、電話による代行発注によりお受けします。システム障害が発生した場合も含め、電子メールや FAX で注文を行うことはできません。

- 2 本システムにおける注文の受付は、お客様が注文を入力後、その注文内容を当社が確認した時点をもって受付完了とします。

第 14 条(注文の執行)

お客様の注文については、法令、諸規則および各海外取引所の約款等に従い、注文受付後、速やかに執行します。

- 2 注文の執行は、当社が定めた取扱時間内に限ります。
- 3 取引時間等の関係から、お客様の発注日時と約定日時が異なる場合があります。
- 4 本取引では、両建(りょうだて)はできません。
- 5 お客様の注文が、以下の各号のいずれかに該当する場合、事前にお客様に通知することなくお客様からの注文の受付を停止する場合があります。また、既に受付した注文を取り消す場合があります。
 - (1) 注文の内容が本規程または当社の定めるルールに違反する場合
 - (2) 注文が法令に照らして不公正な取引、相場操縦あるいは公正な価格形成を害するおそれがあると判断した場合
 - (3) その他、当社が取引の健全性に照らし不相当と判断した場合
 - (4) 海外商品取引所が定めている執行条件を満たしていない場合
 - (5) お取引開始後、お申込時に入力いただいた事項に疑義が生じた場合
 - (6) 当社からの照会事項に対し、速やかに回答をいただけない場合や、申込事項に虚偽があったものと当社が判断した場合
 - (7) 当社が不相当と判断した場合
 - (8) お客様の取引口座にある金融資産が、当社が把握しているお客様の投資可能資金額に比して著しく超過している場合もしくはお客様の自己資金による取引であることの根拠に疑義が生じた場合、さらに、当社がお客様に対して取引に使用する資金について報告を求めたにも関わらず、回答がなされず、1ヶ月以上が経過した場合
- 6 前条の各号に該当した場合、取引成立後であっても、お客様の計算においてすべての建玉を決済させていただき、今後のお取引を停止させていただく場合がございます。

- 7 お客様の注文は、当社を経由して取次先業者を通じて海外取引所へ注文が取り次がれているため 100%の約定を保障されているものではありません。

第 15 条(注文の変更および取消)

本システムを利用して行われた注文のうち、未成立の注文に限り、本システムを利用して、これを変更および取消しすることができます。

第 16 条(建玉枚数の制限)

本取引による建玉の制限は、各国における海外取引所の規制当局や海外取引所に従います。また、天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由により、建玉の制限が必要と当社が判断した場合、お客様に事前に通知することなく、強制的に建玉を決済することで制限する場合があります。

第 17 条(証拠金不足)

本取引では、純資産が維持証拠金を下回った場合、証拠金不足となります。純資産が未決済の建玉に係る維持証拠金を下回っているお客様について、当社が定める日時までに以下の各号の対応がなされない場合、当社はおお客様の計算において、当社がすべての建玉を強制的に決済できるものとします。

- (1) 請求日当日の午後 5 時までに純資産が証拠金所要額を上回る預託がされない場合
- (2) 証拠金不足の請求について、当社が定める方法にて処理が行われない場合

なお、市場状況等により建玉の決済がなされなかった場合は、取引が成立するまで処理を継続します。

第 18 条(最終決済期限)

本取引における最終決済期限は、当社が定めるものとします。
なお、当社が定める日時までにお客様自ら決済を行わない場合には、お客様の計算において当社が当該建玉を強制的に決済いたします。

第 19 条(受渡しによる決済)

受渡しによる決済は行えません。

第 20 条(売買手数料および売買手数料の徴収方法)

お客様が本システムを利用して委託された売買注文の執行に係る売買手数料の額および徴収時期は、当社が定めるものとします。

第 21 条(強制決済の条件および期限の利益の喪失)

お客様は、第 16 条もしくは第 18 条に該当する場合や次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社が任意に、お客様が保有する未決済建玉の全部について、それを決済するために必要な反対売買を行うことができるものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続、再生手続、整理開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき
- (2) お客様の本取引に係る債権またはその他一切の債権のいずれかについて、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発せられたとき
- (3) お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき

- (4) お客様が意思能力を失って、その回復の見込みがないと当社が判断するに相応な事実が判明したとき
 - (5) 住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によって、お客様の所在が不明となったとき
 - (6) お客様が本規程またはその他一切の取引に係る法令、諸規則等のいずれかに違反したとき
 - (7) 反社会的勢力に所属するか、または何らかの関係を有している可能性があるとして当社が判断したとき
 - (8) 疑わしい取引に該当する可能性があるとして当社が判断したとき
 - (9) 社会通念および倫理に照らし、取引を継続させることが困難であると当社が判断したとき
- 2 前号における反対売買の結果、お客様に債務が発生した場合には、当社からの通知、催告がなくても直ちに債務を弁済いただきます。

第 22 条(未収金の発生)

お客様は、本取引による建玉の決済後、預り証拠金以上の損失が発生した場合には、発生日当日中に当社が指定する銀行口座へ入金するものとします。

- 2 金銭の入金を直ちにしていただけない場合、当社において本取引口座以外の取引口座（国内商品先物取引口座、商品 CFD 取引口座等）に相当する金銭があると確認できた際には、金銭相当額を振替処理できるものとします。

第 23 条(遅延損害金の支払)

お客様が本取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日より履行の日まで、当社の定める率および計算方法による遅延損害金をお支払いいただきます。

第 4 章 その他

第 24 条(届出事項の変更)

当社に届け出ている氏名、住所もしくは勤務先名、勤務先住所およびその他事項に変更があったときには、お客様は、当社に対しすみやかにその旨を届け出る義務があります。

第 25 条(通知の効力)

お客様の届け出た住所または事務所等へ当社が送付した本取引に関する諸通知が転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、または到達しなかった場合、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 26 条(利 息)

当社は、本取引においてお客様が当社に差し入れた証拠金、決済により確定した売買差損益金に対し利息を付しません。

第 27 条(債権譲渡等の禁止)

お客様の本取引に係る債権は、これを他に譲渡、質入、権利設定等、相当する他の方法により処分することができません。

第 28 条(報告書等の作成および提出)

国内外の裁判所その他公的機関（以下「公的機関等」といいます。）から強制力のある開示の命令を受けたもの、または、公的機関等から開示の要請を受け、当該「命令」または「要請」を行った公的機関等により要請があった場合には、お客様に係る本取引内容その他を報告することがあります。この場合、お客様は当社の指示に基づいて、かかる報告書その他の書類の作成に協力する義務があります。

- 2 前項の規定に基づく報告書その他の書類の作成および提出に関して発生した一切の損害について、当社は免責されるものとします。

第 29 条(通話録音)

当社は、お客様と当社社員の電話による会話について、会話のなされた時刻、会話の内容等を当社の通話記録システムにより記録いたします。

第 30 条(利用の解除)

次に掲げる事項に該当することとなった場合、当社はお客様へ事前に通知することなく、本取引を解除することができます。

- (1) お客様が利用解除の申し出をした場合（ただし、未決済建玉がある場合にはこの限りではありません。）
 - (2) お客様が当社に虚偽の届出をした場合
 - (3) お客様が本規程に違反した場合
 - (4) 当社がお客様の本取引の利用を不適切と判断した場合
 - (5) 当社が本取引の運営を一時的に停止または廃止した場合
 - (6) お客様が本取引にかかる関連諸規則に違反した場合もしくは違反するおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) 第 21 条第 1 項各号に該当し、お客様が保有する未決済建玉の全部を当社が任意に反対売買した場合
- 2 本取引を解除する場合、当社はお客様からお預りした証拠金の全額をあらかじめご登録いただいたお客様の銀行口座に振り込むことにより、解除処理が完了したものとみなします。

第 31 条(適用法)

第 31 条 この規程は日本国の法律が適用されます。

第 32 条(合意管轄)

お客様と当社との裁判上の紛争については、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 33 条(本取引のサービス停止)

当社は、本取引のサービスに対して、取次先の所在地国や日本の監督官庁からの命令・指導が行われた場合は、適切に対処します。その際、サービスの全部もしくは一部を停止させていただくことがあります。また、サービスを停止することとなった場合には、お客様の保有建玉を、当社が定めるサービス停止日までに反対売買により決済していただくことがあります。

- 2 前項による決済において生じた損害については、当社はその責めを負わないもの

とします。

第 34 条(規程の変更)

本規程は、当社が必要と判断した場合、改定することがあります。

なお、改定の内容が、お客様従来の権利を制限もしくはお客様に新たな義務を課す場合、その改定事項を当社 HP 上により通知します。

第 35 条(免責事項)

当社は、次の各号に掲げる損害および損失については、その責を負わないものとします。

- (1) 天災地変、政変、ストライキ、海外取引所の閉鎖・金融市場の混乱等、不可抗力と認められる事由により、本取引の執行、証拠金の預け入れまたは引き出し等が遅滞し、または不能となったことにより生じた損害
- (2) 海外取引所の閉鎖・金融市場の混乱等により、当社が取引に応じ得ないことによって生じる損失
- (3) 海外取引所の判断により注文執行された結果の取消または訂正されたことにより生じたお客様の損害
- (4) 休日または当社の取扱時間外のためにお客様の注文に応じ得ないことにより生じる損失
- (5) 国内の休日または当社の取扱時間時間外のために本取引に係る諸通知が遅延したことにより生じる損害
- (6) メールまたは郵便の誤謬、遅延等当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害
- (7) お客様、当社、取次先業者、取引所等のコンピュータのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動等により生じた損害
- (8) お客様の錯誤、誤操作等、お客様の責めに帰すべき事由において約定した注文により生じた損害
- (9) インターネット回線またはサーバーの障害による情報伝達不備、情報伝達遅延等により発生した損失
- (10) 当社が提供するすべての情報によって生じる損失

第 36 条(その他)

本規程に定めのない事項については、海外取引所、法令等に基づき解釈されるものとします。

施行日 : 平成 22 年 8 月 18 日

施行日 : 平成 23 年 1 月 1 日

施行日 : 平成 23 年 10 月 17 日

施行日 : 平成 24 年 1 月 13 日

施行日 : 平成 25 年 2 月 12 日